

平成28年8月17日

『改正個人情報保護法Q&A』  
～第8回 小規模事業者への適用除外の廃止～

執筆者：渡邊 雅之

\* 本ニュースレターに関するご相談などがありましたら、下記にご連絡ください。

弁護士法人三宅法律事務所

弁護士 渡邊 雅之

TEL 03-5288-1021

FAX 03-5288-1025

Email [m-watanabe@miyake.gr.jp](mailto:m-watanabe@miyake.gr.jp)

平成29年中に施行される個人情報の保護に関する法律の改正法について連載してまいります。

平成28年8月2日には、政令の改正・施行規則のパブリックコメント案も公表されました（『「個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）」及び「個人情報の保護に関する法律施行規則（案）」に関する意見募集について』<sup>1)</sup>）ので、その内容も踏まえて解説いたします。

---

1

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=240000022&Mode=0>

○用語

「個人情報保護法」

個人情報の保護に関する法律のこと。

「現行保護法」

現行の個人情報の保護に関する法律のこと。

「改正法」「保護法」「法」

個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律(平成 27 年 9 月 9 日法律第 65 号)に基づく改正後の個人情報保護法のこと。

「現行施行令」

現行の個人情報の保護に関する法律施行令

「施行令案」

個人情報の保護に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）に基づく改正後の同法施行令のこと。

「規則案」

施行後の個人情報の保護に関する法律施行規則（案）のこと。

「経産省ガイドライン」

「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」のこと。

「番号法ガイドライン」

特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（本文及び（別添）特定個人情報に関する安全管理措置）のこと。

Q 改正個人情報保護法により、これまで個人情報取扱事業者でなかった小規模事業者にも個人情報保護法の規定が適用されるようになるとのことですが具体的に教えてください。

A 現行の個人情報保護法では、個人情報データベース等に含まれる個人情報によって識別される特定の個人の数合計が、過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000を超えない者は、個人情報取扱事業者には該当せず、個人情報取扱事業者としての義務等が課せられません。

改正個人情報保護法では、これらの事業者も個人情報取扱事業者には該当することとなり、個人情報取扱事業者としての義務等が課せられます。ただし、中小規模事業者についてはガイドラインで緩和された安全管理措置が許容される予定です。

## 【解説】

### 1 現行の個人情報保護法

現行の個人情報保護法においては、個人情報データベース等を事業の用に供している者であっても「個人情報データベース等に含まれる個人情報によって識別される特定の個人の数合計が、過去6ヶ月以内のいずれの日においても5,000を超えない者」は、「個人情報取扱事業者」には該当しないこととされています（現行保護法2条3項5号、現行施行令2条）。

これにより、多くの個人事業者、中小企業、B to Bの事業者等は、個人情報取扱事業者には該当せず、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者としての義務等を負いません。

なお、金融分野において個人情報データベース等を事業の用に供している者のうち、「個人情報取扱事業者」から除かれる者については、「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」において、同ガイドラインの遵守に努めるものとされています。

### 2 改正の背景

EUのデータ保護指令では、EU域内から個人データを第三国に移転できる場合について、EUから見て十分なレベルの保護措置を確保している場合に限定しています（「充分性の認定」）。EUのデータ保護指令では、小規模事業者であっても、同指令の適用を受けるとされています。

日本は現在のところ、「充分性の認定」の申請をしておりませんが、日本政府は、EUから充分性の認定を得るために必要な要件の一つとして、「小規模事業者への法の適用」について定める必要があると考えました。これが改正の背景です。

### 3 改正の内容

改正後	現行
第二条 1～4 (略) <u>5</u> この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。 一～四 (略) (削除)	第二条 1・2 (略) <u>3</u> この法律において「個人情報取扱事業者」とは、個人情報データベース等を事業の用に供している者をいう。ただし、次に掲げる者を除く。 一～四 (略) <u>五</u> その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者

改正個人情報保護法においては、「個人情報取扱事業者」の例外である「その取り扱う個人情報の量及び利用方法からみて個人の権利利益を害するおそれが少ないものとして政令で定める者」が削除されることとなります（改正保護法2条5項）。

これにより、事業者はその個人情報データベース等に含まれる個人情報の数にかかわらず、「個人情報取扱事業者」に該当することとなります。

すなわち、現在は個人情報取扱事業者に該当しない多くの個人事業者、中小企業、B to Bの事業者等は、改正の施行日後は、「個人情報取扱事業者」に該当することとなります。これらの事業者には、「個人情報取扱事業者」に対する以下の規律が新たに適用されることとなります。

- ✓利用目的の特定（15条）、目的外利用の禁止（16条）、不正の手段による取得の制限（17条）、利用目的の通知・公表（18条）
- ✓データ内容の正確性の確保（19条）、安全管理措置（20条）、従業者の監督（21条）、委託先の監督（22条）、第三者提供の制限（23条）
- ✓外国にある第三者への提供の制限（24条）、第三者提供に係る確認及び記録の作成・保存（25条・26条）、保有個人データに関する事項の公表（27条）、開示、訂正等及び利用停止等の請求（28条～33条）
- ✓違反には、報告徴収及び立入検査（40条）、指導・助言（41条）、勧告・命令（42条）、虚偽報告・立入検査忌避の30万円以下の罰金（85条1項）、開示、訂正等及び利用停止等の請求（28条～33条）

#### 4 小規模事業者への配慮

上記のとおり、これまで個人情報取扱事業者ではなかった個人事業者、中小企業、B to Bの事業者等も個人情報取扱事業者となるため、これらの事業者は、プライバシーポリシーの策定、個人情報取扱規程の整備、安全管理措置の整備など一定の事項を改正法の施行日（平成29年9月8日までの政令で定める日）までにする必要があります。

もっとも、改正法においては、個人情報保護委員会は、「新個人情報保護法第8条に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針」を策定するに当たっては、これらの新たに個人情報取扱事業者となる者に関して、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるように配慮することとされています（改正法附則11条）。

（事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針の策定に当たっての配慮）

第十一条 個人情報保護委員会は、新個人情報保護法第八条に規定する事業者等が講ずべき措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を策定するに当たっては、この法律の施行により旧個人情報保護法第二条第三項第五号に掲げる者が新たに個人情報取扱事業者となることに鑑み、特に小規模の事業者の事業活動が円滑に行われるよう配慮するものとする。

これにより、個人情報保護委員会は、事業規模の小さな事業者に対し、大量の個人情報をデータベース化して取り扱っていることが想定される事業規模の大きな事業者と同様の措置まで求めるものではないことを周知した上で、事業規模の小さな事業者がとるべき措置をガイドラインにおいて明示する予定です。

個人情報保護委員会が公表する資料<sup>2</sup>によれば、安全管理措置について、特例的な対応の対象となる事業者は、番号法ガイドラインと同様に「中小規模事業者」と称することとし、その範囲は以下のとおり、「従業員の数が100人以下の事業者」であって、「取扱う個人情報の数が5000人分超の事業者」及び「委託に基づいて個人データを取り扱う事業者」以外の事業者とされる予定です。

これは、番号法の安全管理措置と、個人情報保護法の安全管理措置とで、その基本的な要素（漏えい、滅失又は毀損の防止その他の安全管理のために必要かつ適切な措置）、及び、特例的な対応を定めることが必要と考えられる事業者の規模・取り扱う情報量はおおむね共通することによるものです。

なお、中小規模事業者における個人情報保護法の適切な理解及び遵守に資するため、個人情報保護法ガイドラインとは別に、中小規模事業者向けの留意点等について、別途、Q & Aその他の解説資料等において分かりやすく示されることも検討されています。

<sup>2</sup> 個人情報保護委員会「個人情報保護法ガイドラインにおける安全管理措置及び小規模の事業者への配慮に関する基本的な考え方（概要）」参照

個人情報保護法ガイドラインの 「中小規模事業者」	番号法ガイドラインの 「中小規模事業者」
<p>従業員の数が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者</p> <p>①取り扱う個人情報の数(*)が 5,000 人分超の事業者</p> <p>②委託に基づいて個人データを取り扱う事業者</p>	<p>●従業員の数 が 100 人以下の事業者であって、次に掲げる事業者を除く事業者</p> <p>①個人情報取扱事業者 (≡取り扱う個人情報の数が 5,000 人分超の事業者)</p> <p>②委託に基づいて個人番号関係事務又は個人番号利用事務を業務として行う事業者</p> <p>③金融分野の事業者</p> <p>④個人番号利用事務実施者</p>

\* 「取り扱う個人情報の数」：事業の用に供する個人情報データベース等を構成する個人情報により識別される特定の個人の数